

第4章 取組の方向

1 地域福祉の担い手としての意識を醸成する

(1) 思いやりの心を育てる

①人権意識の醸成

【現状・課題】

2014（平成26）年度に実施した「福知山市人権問題に関する意識調査」において、「差別は許されない」という基本的な認識は高い水準で市民に根付いている一方で、差別の原因や責任を差別される側に求める意識も併存しています。

また、性別に関わらず、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、女性の人権の確立が最重要課題です。しかしながら、2014（平成26）年度に実施された「福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査」においては、男女平等であると感じる人の割合が2009（平成21）年度の前回調査よりも低下しており、根強い性別役割分担意識が存在しています。

国の動向としては2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供が求められています。この法律により、行政機関や事業者は、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、障害のある人の権利利益を侵害することのないよう、障害のある人それぞれの状況に応じて必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされました。

また、同年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、ヘイトスピーチ解消のための施策の実施とともに、国民にはヘイトスピーチの解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現への協力を求めています。

さらに、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、現在もなお部落差別が存在することを認めたうえで、部落差別は許されないものであると明確にしました。今後、国及び地方公共団体に対しては、実態調査や部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実、教育啓発の推進が求められています。

【今後の方向性】

基本的人権の尊重を保障するための法的整備が進められていますが、地域でのさまざまな生活課題を「他人事」ではなく「我が事」と捉えることができるためには、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などに関わりなく、誰もが互いの価値観を尊重し合い平等に参画できる「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざし、あらゆる差別や人権侵害を許さないという意識を地域住民が等しく共有することが重要となります。

本市においても、2017（平成 29）年度に「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」を制定しており、障害理解の促進を図る中で、合理的配慮の提供についてもその認知の向上に努めます。

さらに、人権意識の醸成に向けた教育・啓発活動をさまざまな場面で継続して推進し、地域住民一人ひとりの人権意識を高めることで、もし自分自身が生活課題を抱えたとしても、安心して周囲に支援を求めることができる地域づくりを推進します。

【市で取り組むこと】

●人権問題を「我が事」と捉えられるような啓発の推進

- 各種の講演会・学習会・イベントなどの機会に、すべての人の人権が保障された共生社会の重要性について、啓発を行う。
- 広報ふくちやまや市のホームページなどを通じ、人権問題を「我が事」とできるよう啓発を行う。

●生涯を通じた人権教育の推進

- 学校教育や職場での研修、地域活動などを通じ、人権問題に関する啓発活動を継続的に実施する。

●人権ふれあいセンター機能の充実

- 人権ふれあいセンターを人権と福祉の拠点施設と位置づけ、より多くの住民に活用されるよう、機能の充実を図る。

●合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進

- 合理的配慮の意味と実践が地域住民に広く普及するよう啓発に努めるとともに、その一環として2017（平成 29）年度制定の「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」の意義や内容の周知に努める。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成 29）年度	目標 2022（平成 34）年度
セミナー・講座など啓発事業への参加者数	405 人	1,050 人
共にしあわせを生きるまちづくり人権講座参加者数（延べ）	4,700 人	4,865 人
審議会・委員会などの女性委員割合	27.4%	30.0%

②福祉教育の推進

【現状・課題】

計画策定に向けた市民意識調査において、地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会や民生委員・児童委員などについて、地域住民の間で十分に認知されていない状況が明らかとなっています。また、地域で困っている人がいたときに、手助けができない理由として「どのように手助けすればよいかわからない」ことをあげている人が、特に50歳代までの年齢層で多く、正しい知識の習得やふだんからの顔の見える関係づくりが課題となっています。

【今後の方向性】

地域住民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、課題の解決に向けて取り組んでいくために、子どものころから、地域福祉に関する組織や制度などについて、正確で十分な知識を学んでいただけるように努めます。

また、社会体験やボランティア活動により、さまざまな人との交流を促進することで、地域への愛着心を育み、福祉活動への参画意識が醸成されるよう取り組みます。

さらに、介護士や保育士等の福祉人材の確保という観点からも、市民の福祉意識向上に向けた取組を推進します。

【市で取り組むこと】

●福祉教育の推進

- 身近に支援を必要としている人がいた場合に、的確な助言や支援ができるよう、学校や職場、地域活動などの場において、社会福祉や社会福祉に関する制度・取組内容などについての啓発を促進する。
- 学校や職場、地域活動などにおいて、さまざまな立場の人同士が交流する機会づくりに努め、多様性を認め合うような意識づくりを図る。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携し、それら団体等の活動の広報や可視化に努める。

●福祉活動への参加意識の醸成

- 学校や職場、地域活動などにおいて、体験型の学習会やワークショップなどの開催を促進し、自ら福祉活動に参加する意識を高めることで地域福祉推進の主体形成を図る。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
障害についての理解啓発人材バンク講師派遣回数（小中学校対象）	13回	26回
新規認知症サポーター数（累計）	4,400人	5,700人

コラム

2

福祉教育とは

本計画において、福祉教育とは、単に高齢者や障害のある人などを対象とした福祉制度についての知識や技術を教えるものではなく、住民一人ひとりにとって「福祉」が自分に無関係なものではないと学び、また地域福祉についての気づきを得るためのすべての啓発活動や学びの機会を意味しています。

例えば、身体障害のある人について学ぶ機会においては、身体機能の障害だけを問題とするのではなく、その障害によって「何ができるのか」ということを理解することから始めます。そのうえで障害のある人の生活環境を知ることで、その人の「できること、できないこと」と社会的要因との関係に気づき、障害のある人の社会参加のために自分ができることを考える方向づけを行うものであり、こうした取組は ICF（国際生活機能分類）の視点に基づいています。

地域福祉の推進で大切なことは、地域住民一人ひとりが地域のことを自分たちの問題として捉え、その解決に向けて考えることです。また、福祉人材不足の深刻化など、「福祉離れ」が進む中で、福祉教育の推進により、子どもたちが福祉への興味・関心を抱き、自分たちの地域について考える機会を提供していくことは地域福祉の推進に不可欠な取組といえます。

コラム

3

障害のある子どもと地域

障害のある子どもについては、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、「学校教育法」に基づき特別支援学校が整備され、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮した施設環境づくりが行われています。

ただ、地域社会という点では、地理的な問題から特別支援学校に就学した子どもは、地元の学校に通っていないことで地域の中で見えにくくなるのも現実です。

特別支援学校においては、地域との連携が重視され、通常学校の幼児・児童・生徒との交流も進められています。

さらに、インクルーシブ教育システム構築に向け、多様な学びの場の充実が求められています。だからこそ、特別支援学校で、障害のある子どもたちの障害や特性に合わせた教育活動で自立を支援しつつ、将来、地域で豊かに生活できるよう、特別支援学校と地元の学校、そして地域との連携を進めながらサポートし、地域での積極的・継続的な関わり意識を持つことが重要です。

※インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

(2) 地域とつながる

①地域とのつながりの構築

【現状・課題】

市民意識調査の結果では、半数近い人が地域で活動している組織・団体に加入していると答えており、多くの人は地域との関わりを持っていることがわかりますが、少数ではあるものの、生活上の困り事や心配事があったときに「相談できる人がいない」と答えた人がいました。

地域の誰とも交流がない状態で、ひとり暮らしだけたり家族との関係が希薄になつていたり、社会的に孤立している人への支援が重要な問題となっています。

【今後の方向性】

地域で孤立した人が生活課題を抱えた場合、その人の生活状況や必要な支援の方法がわからず、適切な支援を行うことが難しくなります。

地域住民の交流の機会となるサロン活動、公民館活動への参加や、児童館や子育て支援センター等の子育て支援拠点の利用は、その人の生活の充実に寄与すると同時に、地域とのつながりが形成される重要な機会であるため、社会福祉協議会等との連携により活動を積極的に支援します。

また、積極的な情報収集により、支援を必要としているながら孤立している人の把握に努めるとともに、支援を必要とする人・世帯やその親族などが、自分から助けを求めることができるよう、受援力を高めるための取組を推進します。

【市で取り組むこと】

● サロン活動への参加の促進

- サロン活動への参加により、地域でのつながりをつくり、生活課題が生じた際に支援へつなぐことができるよう啓発に努める。
- サロン活動をしている人たちの情報交換や交流の場づくりに努める。

● 公民館活動の充実

- 「いつでも」「だれでも」「どこでも」「楽しく」という公民館活動に参加しやすい環境づくりを進めることで、人と人との絆や地域の絆を深め、地域コミュニティの育成につなげていく。
- 講座の講師として、地元の高齢者や学生等に活躍してもらうことで、世代間交流や伝統文化の継承、生きがいづくりに努める。

● 子育て支援拠点の利用の促進

- 妊娠・出産・子育てにおいて切れ目がない支援を実施していくため、こんにちは赤ちゃん事業等での紹介を通して、引き続き児童館や子育て支援センターの利用促進に努める。

●さまざまな媒体を通じた情報発信

○広報ふくちやま、ホームページ、イベントなど、さまざまな場を活用して福祉サービスや相談窓口などの周知に努め、困ったときはすぐに相談するよう、呼びかけに努める。

●支援を必要としている人の積極的な把握

○関係機関と連携し、個人情報に配慮しつつ、支援が必要にも関わらず必要な公的サービスが受けられていない人の把握に努め、支援につなげる。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
公民館活動参加者数	20,800人	22,000人
高齢者ふれあいきいきサロン 参加者集（延べ）	25,000人	25,500人
地域子育て支援拠点事業新規利用組数	887組	1,000組

コラム 4

受援力とは

受援力という言葉は、防災の分野において、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵（支援を受ける力）などを意味する言葉として用いられるようになったものです。

一方で、地域福祉について考える時にも、地域での支え合いや支援体制の整備が重要視されていますが、支援を行うためには、生活課題を抱え、支援を必要としている人・世帯を適切に把握することが、ます何よりも重要になってきます。

本計画では、「支援が必要な状態となったときに、自分から助けを求めることができる力」を、受援力という言葉を用いて表現しています。

受援力を育むためには、自分が抱える課題を正しく把握するとともに、支援制度や相談窓口についての理解を深めることが重要ですが、それだけでは受援力を向上させることはできません。

支援を必要とする人・世帯には、支援が必要な理由（経済的な問題や認知症、障害など）があります。「助けてほしい」という声をあげることへの不安（偏見や差別など）は、受援力を阻害する大きな要因であり、住民一人ひとりの受援力を高めるためには、住民一人ひとりがお互いを認め合い、支え合う気持ちを持てるよう、人権意識を醸成していくことが何よりも大切です。

2 地域で主体的に課題解決に取り組める体制をつくる

(1) 課題を受け止める体制づくり

①住民組織等への支援

【現状・課題】

本市においては、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、まちづくりの最高規範と位置づける「福知山市自治基本条例」を制定しています。その中で、地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、当該地域の住民が主体となって行っていく包括的な自治組織として、「地域づくり組織」を定めています。

現在、市内において「三和地域協議会」「夜久野みらいまちづくり協議会」「大江まちづくり住民協議会」が設立され、その活動の推進が図られています。

また、社会福祉協議会による地域福祉推進事業の取組として、住民自身による地域福祉の推進を図る自主的な組織である小学校区単位での「地区福祉推進協議会」も、22地区で運営されています。

さらに、「住民自治検討会議」において、それぞれの地域や組織の実態を踏まえて、これからの住民自治のあり方やあるべき姿について検討が進められています。

【今後の方向性】

地域住民が、主体的に地域生活課題の解決に取り組むためには、地域住民に身近な圏域において、課題についての相談を丸ごと受け止め、支援の方法を検討することができるよう、関係機関・団体や地域住民が有機的に連携する体制を整備する必要があります。

このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等との連携を図りながら、複合化・多様化する課題に地域で丸ごと対応できるような体制づくりへの支援を行います。

【市で取り組むこと】

●地域福祉を支える住民組織等との連携と支援の拡充

- 地域づくり組織や地区福祉推進協議会等、その地域の実情に応じて地域課題や生活課題を共有できる組織、体制づくりについて検討を行う。

●行政・関係団体や機関との日常的な連携の強化

- 地域住民が行政や福祉、教育、医療機関などとの交流・情報交換・共有できる場づくりに努め、地域課題や生活課題が生じた際に関係機関が連携して支援ができるよう、ふだんからの協調体制を強化する。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
地区福祉推進協議会数	22地区	24地区

(2) 多様な活動主体の協働の促進

①さまざまな支え手の連携・育成

【現状・課題】

さまざまな組織・団体が、ボランティア活動等を通して自治会や地区福祉推進協議会、地域づくり組織等とも連携し、地域福祉の推進において大きな役割を担っています。

社会福祉協議会が設置する福知山市ボランティアセンターでは、ボランティアに関する理解や関心を深めるための啓発を行うとともに、ボランティアの育成に取り組んでおり、約70団体がボランティアセンターに登録しています。

市民意識調査では、ボランティア活動をしたことがない人が全体の半数を超えていましたが、「誘いやきっかけがあればボランティア活動に参加したい」と考えている人の割合が高いこともわかりました。

【今後の方向性】

地域で主体的に課題解決に取り組むためには、多様な主体の協働体制によって活動を推進していくことが重要となります。

このため、地域の課題解決に向けた有機的な連携がスムーズに図られるよう、地域で活動する団体や組織同士が、互いの活動内容を共有できる機会の充実に努めます。

さらに、ボランティア活動への理解・関心の啓発を推進することで、参加者の拡大による支え手の育成にも努めます。

また、高齢者については、その経験に基づく知識や知恵、技能等が地域包括ケアシステムの推進に不可欠であると考えられることから、福知山市老人クラブ連合会等とも連携しながら、ボランティア活動等、高齢者の活躍の場づくりを図り、生きがいを持って地域で暮らしていただけるよう努めます。

【市で取り組むこと】

●活動組織・団体等の交流の場づくり

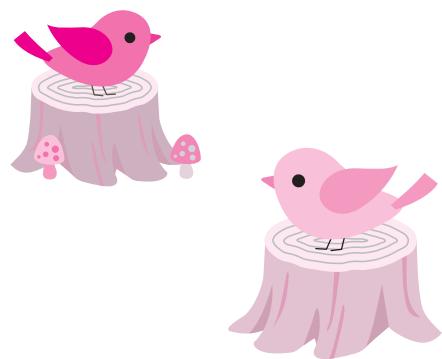
- 福知山市ボランティアセンターと連携し、地域で活動する組織や団体等について、相互に情報交換・交流をするための場（研究会・会合・交流会など）づくりに努める。
- 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障害のある人が、地域社会において安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者等、コミュニケーション支援者の確保及び養成を行う。

●高齢者の社会参加・生きがいづくりにつながるボランティア活動の促進

- 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の介護予防活動の取組など、ボランティア活動に意欲のある高齢者の活躍の場を拡充する。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成 29）年度	目標 2022（平成 34）年度
福知山市ボランティアセンターへの加入者数（累計）	1,327 人	2,400 人
奉仕員等養成講座（手話・要約筆記・朗読・点訳）修了者数	31 人	55 人
介護支援センター活動時間（延べ）	2,000 時間	2,600 時間



②福知山公立大学等との連携

【現状・課題】

本市において、「市民の大学」「地域のための大学」「世界とともに歩む大学」という基本理念のもと、「地域（ローカル）に根ざし、世界（グローバル）を視野に活躍する人材」、いわゆるグローカリスト※の育成をめざし、福知山公立大学が2016(平成28)年度に開学しました。

同大学では、持続可能な地域社会の実現に貢献できる「実践的」能力を育成することを目的とした「地域協働型実践教育研究」を通して、北近畿地域が抱える課題の解決や、大学と地域との連携・協働の体制構築に向けて取り組んでいます。

さらに、国立大学法人京都工芸纖維大学福知山キャンパスも同年度に開設され、人材育成、産業連携拠点としての取組が進められています。

※グローバルとローカルを組み合わせたグローカルという言葉に、人を意味するイストを付けた造語。

【今後の方向性】

福知山公立大学と京都工芸纖維大学が互いの強みを活かし、現在、検討が進められている「知の拠点」整備構想に基づき地域連携・文理連携を推進する中で、北近畿地域の企業、教育機関、自治体、各種団体等との連携を推進することにより、地域連携の拠点としての機能を高めていきます。また、学生と地域との交流が促進されることにより、若い世代の地域活動への積極的な参加が期待され、教育・研究という大学の特性を活かした福祉のまちづくりの推進を図ります。

【市で取り組むこと】

●大学の活動の住民への積極的な広報

- 地域連携による取組の推進に向けて、福知山公立大学に設置されている北近畿地域連携センター等の機能を活用し、大学と地域が双方向で情報共有できる体制の整備に努める。

●大学の研究者・学生と地域住民の連携強化の促進

- 市職員と大学の研究者・学生とのコミュニケーションに努め、行政と大学との協働の土壤の形成を進めるとともに、地域との交流を促進する。

【数値目標】

項目	現況 2017(平成29)年度	目標 2022(平成34)年度
地域と福知山公立大学の連携取組数 (累計)	4件	14件

③民生委員・児童委員との連携

【現状・課題】

民生委員・児童委員は地域住民の最も身近な相談相手であり、地域福祉の推進役として、また行政とのパイプ役として、重要な役割を果たしています。

一方で、地域生活課題が複合化・多様化する中で、民生委員・児童委員に求められる役割は多岐にわたり、負担の増大が懸念されています。

【今後の方向性】

地域生活課題の早期発見・早期解決には、地域において支援を必要としている人への見守り活動を行う民生委員・児童委員との連携が不可欠であるため、民生委員・児童委員が活動する中で必要な知識や技術の習得を支援する研修等を実施するとともに、民生委員・児童委員からの相談等への対応の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員が、本来の役割である見守り活動に専念できるよう、その業務の見直しを図るとともに、活動しやすい環境づくりのため、その活動や役割についての周知・広報を進めます。

【市で取り組むこと】

●民生委員・児童委員との連携・支援の強化

- 支援を必要としている世帯や、地域の課題についての情報があった場合は、庁内関連部署や関連機関・団体等と連携し、速やかな支援につなげる。
- 民生委員・児童委員に過重な負担をかけぬよう、会合等の開催頻度、開催時間等について十分な配慮を行うとともに、的確な情報提供に努める。

●民生委員・児童委員の活動環境の整備

- 民生委員・児童委員の活動と関係する部署・機関との意見交換の場を設け、効果的な連携の検討・促進を図る。
- 民生委員・児童委員の存在やその役割、活動内容等に対する地域住民の理解促進に努め、民生委員・児童委員の活動を地域で支える機運を高めるとともに、民生委員・児童委員の候補者育成に努める。

【数値目標】

項目	現況	目標
	2017（平成29）年度	2022（平成34）年度
民生委員・児童委員の認知度 (担当者も活動内容も知っている人の割合)	30.2%	47.0%
民生委員・児童委員の活動に占める相談支援の割合	14.2%	18.6%

3 住み慣れた地域で生活し続けるための支援体制を充実させる

(1) 頼れる相談支援体制の整備

①相談支援体制の充実

【現状・課題】

複合化・多様化する地域の課題は、福祉だけでなく医療・保健・教育・雇用・就労など、さまざまな分野にまたがっています。すべての世代における貧困とその連鎖の問題や、自殺対策などのように、その分野や年齢による対象別の福祉制度では解決が困難な問題が顕在化しています。

また、市民意識調査では、生活上の心配事や困り事について「相談できる人がいない」と回答している人があり、生活課題を抱えているにも関わらず、地域からも孤立し、相談・支援機関へも支援を求めることができない人がいると考えられます。

さらに、児童虐待未然防止、子どもの貧困対策の観点からも子育て世代の総合的な相談支援体制の構築が必要とされています。

また、高齢者については、地域包括ケアシステムの推進にあたり、本市においても介護予防・日常生活支援総合事業の展開にともない、地域における日常生活の支援や介護予防の場づくりの検討が進められています。

【今後の方向性】

地域住民が気軽に相談できる環境を整備するためには、包括的な相談・支援体制の充実が重要であり、そのために必要となる庁内各部署や関係機関・団体等との連携強化を推進します。

自殺対策においては、経済的事情や健康問題、人間関係など一人ひとりの状況に応じた適切な相談・支援体制を拡充するため、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成に向けた自殺対策研修会の開催や、関係機関との連携に努めます。

また、さまざまな地域生活課題の情報収集・把握や、地域福祉に関わる組織・団体・個人等とのコミュニケーションの充実に必要な知識・技能の習得に向け、研修を行うとともに、専門職をはじめとした行政職員や、地域生活課題に関わる人・組織のコーディネート機能の向上を図ります。

【市で取り組むこと】

●庁内での部署の壁を越えた知識・情報の共有

- 公的支援に携わる各部署の事業内容や福祉に関する制度・サービス内容等につき、部署の壁を越えて職員が理解できるよう、研修等を通じた情報共有に努める。
- 地域で活動する組織や団体（社会福祉協議会、自立支援協議会、地域包括支援センター等）の役割や活動内容等について、周知・啓発に努める。

●個々の案件に応じた支援体制の構築

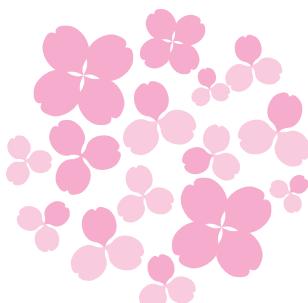
- 多様な背景や事情がある地域生活課題の解決に向け、必要に応じて関係機関・団体等との連携体制を充実し、行政の部署間や制度の狭間を越えた支援体制づくりに努める。

●包括的な支援を支える行政職員の育成

- 総合的な相談支援体制の推進に欠かせない、専門知識を有し、コーディネート能力のある職員の育成に努める。

【数値目標】

項目	現況		目標 2022(平成34)年度
	2017(平成29)年度		
地域包括支援センター職員数	17人		21人
障害者相談支援事業所相談件数 (延べ／年間)	18,000件		19,000件
ゲートキーパー養成研修終了者数 (累計)	-		300人
総合相談支援体制の構築	未整備		整備完了



(2) 地域における生活環境の充実

①防災・防犯の充実

【現状・課題】

市民意識調査においても、防災に対する市民の意識の高さが明らかになっています。本市は過去に大規模な水害を経験しており、安心して暮らせる地域づくりには、防災の視点が欠かせません。一方で災害時に行政ができる対応には限界があり、自主防災組織の結成等、住民による自助・共助に基づく防災体制の構築が進められています。

また、高齢者などを狙った特殊詐欺による被害や、子どもを取り巻く事故や事件が発生する中で、地域コミュニティの希薄化が犯罪の温床となる一面が指摘されています。さらに、交通事故発生件数は減少傾向にある中、高齢者が関わる事故の割合が高くなっています。関係機関と地域が連携した事故防止への取組が必要です。

【今後の方向性】

自主防災組織の活動や地域防災訓練への積極的な参加を通して地域のつながりが形成されることで、結果的にふだんからの地域のつながりが強化されることになるため、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携しながら、防災への意識向上にむけた啓発・広報活動の推進に努めます。

また、平常時からの地域での支え合いの取組として、災害時要配慮者避難支援事業への登録の勧奨を通して、自分から支援を求めることが重要性や、共助による支援体制の重要性について理解の促進を図り、共に支え合う機運の高揚に努めます。

さらに、地域のつながりの強化はそのまま防犯や交通安全の推進への有効な取組になるため、防犯・交通安全の視点からも地域での見守りネットワークの構築や相談・支援体制の充実に努めます。

【市で取り組むこと】

●自助・共助・公助の連携による防災体制の整備

- 広報ふくちやまや、市のホームページ、出前講座等を活用し、自助・共助に必要な心構えや備蓄品の確保、災害発生時の行動などについて啓発に努める。
- 防災訓練などを通じ、災害時の避難方法、対処法などについて啓発に努める。
- 地域の支え合いによる防災体制の重要性を周知するとともに、災害時要配慮者への支援体制の整備に努める。
- 災害発生時には、社会福祉協議会が設置している災害ボランティアセンターとの連携により、必要な支援を行う。

●防犯体制の充実

- 振り込め詐欺などの消費者被害を防止するため、福知山市消費生活センターにおける啓発・相談活動を推進する。
- 子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全確保に向けて、見守り隊等のボランティアの拡大、家庭や地域との連携の充実を図る。

【数値目標】

項目	現況	目標
	2017（平成29）年度	2022（平成34）年度
自主防災組織の組織率	79.0%	100.0%
地域で実施されている防災訓練への参加者数	13,000人	18,000人
防災出前講座等の実施数（累計）	100回	350回
災害時要配慮者避難支援事業登録者数（累計）	1,153人	3,800人
防犯推進モデル地区指定自治会数	52自治会	60自治会
交通指導員による交通安全教室の受講者数（幼児、高齢者）	2,590人	2,800人

コラム

5

災害時要配慮者避難支援事業とは

高齢者や障害のある人など、災害時に避難支援を必要とする人（災害時要配慮者）に対して、ご近所の人をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織など、地域住民が連携して支援する仕組みです。

事前に本人の同意を得て、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などで災害時に支援を必要とする人の情報を共有することで、日ごろの見守りや災害時の避難支援に役立てます。

本人の同意を得て名簿に情報を登録することから、「手上げ方式」などと呼ばれます。

これとは別に、平成26年に施行された「改正災害対策基本法」に基づく「避難行動要支援者名簿」があり、こちらは名簿作成にあたって「手上げ方式」ではなく、名簿を作成する市町村が必要な個人情報を利用できることとなっています。

また、この名簿に記載された個人情報は、災害時には本人の同意の有無に関わらず、関係者に提供できることになっています。

②移動支援の充実

【現状・課題】

車社会の進行や都市機能の集中化とともに、高齢者や障害のある人に限らず、自主的な交通手段のない人が買い物や通院・通学など、日常生活にともなう移動手段に不安を抱える状況が問題となっています。

持続可能な公共交通網の形成を目的とした「福知山市公共交通網形成計画」においても、「必要とされる場所・人に必要なサービスが届いているか」、「現在のサービス水準と利用者のニーズがマッチしているか」という課題があげられており、地域の実情に応じた多様な交通体系の組み合わせによる、効率的で利便性を確保した交通体系の形成が求められています。こうした中、課題解決に向けた取組の一環として三和地域では、他地域に先駆けて地域の実情に応じた新たな輸送手段として、公共交通空白地有償運送「みわひまわりライド」が三和地域協議会によってスタートしました。

また、市内には道幅や傾斜、段差、積雪の状況等により移動に困難を感じる箇所があり、改善が求められています。

【今後の方向性】

高齢化の進行とともに、日常生活の維持のための公共交通の役割が今後一層重要な中で、地域の実情に応じた多様な交通体系の組み合わせによる、効率的で利便性を確保した交通体系の検討を進めます。

また、福祉有償運送の充実や外出支援事業の実施により、高齢者や障害のある人などの移動手段の確保が求められています。

さらに、誰もが安心して外出することができるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりを推進します。

【市で取り組むこと】

●多様な交通体系の組み合わせの検討による日常生活の維持・向上

- 路線バスの運行に限らず、乗合タクシーや自家用有償旅客運送事業のデマンド交通など、さまざまな交通体系の導入と組み合わせを検討し、効率的で地域住民の利便性を確保した交通体系の形成を検討する。

●移動支援サービスの充実

- 高齢者や障害のある人などが自立した生活を送るうえで、移動手段の確保は重要な問題であるため、現在の外出支援事業の有効性を見極めつつ、地域住民とも話し合う中で、互助による対応を含め、それぞれの地域の状況に合った移動手段の確保策を検討する。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
利便性と効率性の向上及び新たな利用者の発掘につながるバス路線の再編成や新たな移動手段の導入・試行件数（累計）	1件	6件

コラム

6

過疎地等の公共交通空白地における新たな移動手段の確保について

過疎地域や公共交通が不十分な地域（公共交通空白地）の交通手段確保策としては、さまざまな方法が考えられます。

例えば、自家用車を使った有償運送、乗合タクシー、スクールバスなどの活用（一般住民との混乗）などです。

自家用車を使った有償運送には、①市町村がその区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために運送するもの（市町村運営有償運送）、②鉄道、路線バスやタクシーなどの公共交通を利用することが困難な地域において、NPO（特定非営利活動法人）等が、運輸支局の登録を受け、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員を対象に行う運送サービス（公共交通空白地有償運送）、③身体障害のある人、要介護者や要支援者等の身体的な理由により路線バス等の公共交通を利用することが困難な人を対象として、NPO等が運輸支局の登録を受け、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員を対象に行う運送サービス（福祉有償運送）があります。

三和地域で運行されている「みわひまわりライド」は、上記の②公共交通空白地有償運送に該当するもので、「道路運送法」第78条に基づき、届け出て実施しているものです。

高齢化にともない運転免許証を返納する人が増えることや、地域によっては過疎化がさらに進むことなどが予想されることから、公共交通空白地の移動手段確保は、地域福祉推進の上の大きな課題となっています。

(3) 個別の生活課題への支援

①生活困窮者の自立支援

【現状・課題】

格差社会の進行が全国的な課題となる中、本市においても高齢化や就労環境の不安定化などを背景とした生活困窮者の増加が懸念されます。

また、親の社会的経済的背景により、子どもの自立に向けた力が十分に育まれないと「子どもの貧困」の問題においては、貧困が世代を超えて連鎖することが大きな問題となっています。

本市においては2015（平成27）年に「生活としごとの相談窓口」を設置し、生活保護の受給に至る前に生活困窮者が自立した生活を送れるよう、さまざまな施策を展開しています。

今後も生活困窮者への支援を進めていくことが不可欠ですが、市民意識調査の結果からは、半数以上の人人が「生活困窮者自立支援制度」について十分には内容を理解していないことが明らかとなりました。

また、公的な経済支援を受けている人に対する偏見も、完全には払しょくされておらず、それ自体が解消すべき人権課題のひとつとなっています。

【今後の方向性】

生活困窮により支援を必要としている人に必要な情報が伝わるよう、周知・啓発を図ります。また、すべての地域住民に対し、ふだんから相談窓口の周知に努めるとともに、困ったときはすぐに相談するよう、呼びかけを行います。

さらに、誰でも生活困窮に陥るリスクがあることを踏まえ、生活困窮者に対する支援制度は社会のセーフティネットとして必要なものであることや、支援制度を利用することは当然の権利であることなどについて、理解の促進に努めます。

貧困とその連鎖の問題への対応は、行政のいずれかの部門による取組で完結するものではないため、関係部署の連携を強化し、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。

【市で取り組むこと】

●生活困窮者に対する情報提供

- 「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援制度について、広報ふくちやまやホームページ、学校教育などさまざまな場を活用して周知に努め、相談へつなぐ取組を進める。
- 障害のある人や高齢者、ひとり親家庭など、支援を必要としている人たちへの支援制度について、周知に努める。

●生活困窮者の自立支援

- 経済的な課題を抱える人・世帯に対して、自立した生活を送ることができるよう包括的な支援を行う。
- 生活困窮者への支援を担う相談支援員に対し、課題の原因となっている事象を正しく把握し解決へ向けた道筋が示せるよう、その能力向上へ向けた教育・訓練などを実施する。

●貧困とその連鎖の問題への取組の推進

- 子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、子育て世代への切れ目のない支援体制の整備に努める。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
生活困窮者新規相談受付件数	120 件	220 件
生活困窮者自立支援制度による 自立者数（支援終結した数）（累計）	90 人	240 人



②人権擁護の推進

【現状・課題】

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るために、高齢や障害などの理由により日常生活の維持に必要な判断をすることが難しい人に対して、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知を図り、適切なサービスの利用や生活支援を促進することが必要であり、2016（平成 28）年には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても、成年後見センターを設置し、成年後見制度の適切な利用に向けた仕組みづくりや利用促進、市民後見人の育成等を進めています。

また、障害のある子どもへの生活支援は、多くの場合その親が担っており、その親自身が病気や認知症、死亡等により子どもを支援することができなくなった場合、誰が子どもを支援するのかという「親なき後」の問題は、大きな課題となっています。

さらに近年、施設、家庭などでの高齢者や障害のある人、子どもなどに対する虐待が全国的に大きな問題となっており、配偶者などからの暴力（DV）やデータDVもまた、大きな社会問題となっています。

【今後の方向性】

成年後見制度などの地域福祉権利擁護事業の利用を必要とする人が、適切な支援を受けられていない中で、地域において問題行動があった場合には、その行動だけを捉えるのではなく、問題の本質が何であるかを正しく把握する必要があります。「問題行動を起こす人」とされる人の中には、実は「生活課題を抱えている人」もあり、適切な支援を受けるためには、本人やその親族、そして地域住民が正しく問題を認識し、支援の必要性を理解することが必要です。

権利擁護支援が必要な人の早期発見、支援に向けては、専門機関・団体が地域で連携できるネットワーク（協議会）の整備が求められており、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

また、あらゆる虐待や暴力を根絶するための相談体制の充実や虐待を未然に防ぐ取組を推進します。

【市で取り組むこと】

●権利擁護事業の広報・啓発の推進

- 成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用希望者には手続きの支援などを行う。
- 成年後見制度の利用促進を図るため、市民後見人等の養成・確保に努める。
- 社会福祉協議会が主に65歳以上の市民に対して提供する「あんしん・みらい事業」について、周知を図り、利用促進に努める。

●あらゆる虐待、暴力の防止

- 虐待や暴力を受けた場合に我慢しないよう、また、虐待や暴力を発見した場合に速やかに通報するよう、相談窓口と早期相談・早期通報の啓発に努める。
- 医療機関、学校、福祉施設などと連携し、虐待や暴力防止へ向けた対応を協議する。

●虐待や暴力の被害者・加害者に対する支援の拡充

- 警察など関係機関と連携し、虐待や暴力の被害者に対する相談・支援策の拡充に努める。
- 虐待や暴力の加害者も悩みを抱えており、被害者救済だけでは根本的な解決にならないことから、加害者に対するカウンセリングなどの充実を図る。

【数値目標】

項目	現況	目標
	2017（平成29）年度	2022（平成34）年度
市民後見人養成者数	7人	20人
成年後見センター相談件数	60件	85件



③就労環境の充実

【現状・課題】

障害のある人や高齢者、子育て中の親やひとり親家庭などに対して、それぞれの就労ニーズに応じた就労の機会が確保されなければなりません。

障害のある人が自立した社会生活を送るためにには、生活訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の状態や意思に沿った就労が必要ですが、「福知山市障害者計画」において各種障害者手帳所持者へ2014（平成26）年度に実施したアンケートでは、仕事をしている人の割合は障害の区分に関わらず3割程度となっています。

また、高齢化が進む中で高齢者が生きがいを持って生活を送るためにには、自らの経験を活かし、地域において役割を担えるような社会づくりが必要です。

女性の就労状況をみると、本市においても全国と同様に労働率はM字カーブを描いており、女性が出産・育児により就労から離れている状況にあります。

【今後の方向性】

障害のある人の一般就労においては、事業主や関係機関と連携し、就労へ向けた支援に努めるとともに、就労後の職場で長く働き続けることができるよう、相談・支援体制の強化に努めます。

また、一般就労へつながる「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」の推進とともに、一般就労が困難な人や就労の意向がない人についても、本人の意思に沿った就労ができるよう、関係機関と連携した相談・支援に努めます。

高齢者については、経験を活かした就労機会の創出を図るとともに、社会との関わりの中で地域における支え手としての役割を果たしてもらえるよう取組を進めます。

また、子育て中の親やひとり親家庭が継続して働くことができるよう、雇用環境の整備や多様なニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。

【市で取り組むこと】

●障害のある人の就労支援の推進

- 市民講演会や企業への出前講座の実施等により、障害のある人への理解を深め、雇用の促進に向けた啓発に努める。
- ほっとはあと製品についての広報・啓発や受注・販売の機会拡大を図る。

●高齢者の雇用・就労支援の充実

- シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の知識・経験・技能等を活かした就労機会の創出に努める。

●子育て中の親やひとり親家庭への支援拡充

- 継続して働きたいというニーズに応えられるよう、保育の量と質の確保や一時預かり事業、放課後児童クラブ、病時・病後児保育等の充実を図る。
- ひとり親家庭に対する職業能力の発掘や訓練に向けた研修・講習の支援の充実を図る。

【数値目標】

項目	現況 2017（平成29）年度	目標 2022（平成34）年度
トライアル雇用の支援を受けた人数 (累計)	114人	164人
障害者就労施設などからの物品などの調達(市の優先調達の額)	466,120円	590,000円
シルバー人材センター会員数	720人	740人
保育所入所率	97%	98%

コラム

7

農福連携による福祉でまちづくり

地域福祉の推進においては、支え合いの地域づくりや支援体制の整備によって地域住民が抱える課題の解決が図られているところですが、課題を抱えた人・世帯への支援が、地域の抱える課題の解決へと結びつくような取組も進められています。

一例として、就農者の減少という課題を抱える地域において、「農業」と「福祉」の連携により、働く場としての農業と、働き手としての障害のある人をつなぐ「農福連携」という取組が、全国的にも注目されています。京都府においても、消費拡大による地域経済の活性のため、障害のある人の就農促進を図る「農福連携」と、地域の高齢者や若者など多種他世代が寄り添う「地域共生」の2つの手法を組み合わせ、誰もが受け手や支え手になれる京都ならではの共生社会の構築をめざす「京都式農福連携」を進めています。

少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退が叫ばれる中で、地域福祉を考えることは、それ自体が地域づくりを考えることにほかなりません。

④健康づくり・介護予防の取組の充実

【現状・課題】

わが国は世界最高水準の長寿国である反面、食生活の変化や生活習慣等を原因とするがん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの疾患や、労働環境や家庭環境等に由来する精神疾患など、現代的な課題も発生しています。

また、高齢化にともない、今後も認知症の人は増えると考えられることから、認知症予防の取組や生活習慣の改善による病気の予防、健康寿命の延伸、介護予防などに努める必要があります。

【今後の方向性】

すべての市民が健康に関する正しい知識を持ち、生活習慣改善に向けた取組を進められるよう、「福知山市健康増進計画」に基づいて市民協働での健康づくりを推進します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業においても、住民主体の介護予防活動の育成、支援により、要支援状態となる前の段階から高齢者の健康と自立した生活への支援の充実を図ります。

さらに、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢化や疾病等で医療的支援を必要としている人に対しては、医療・介護・福祉の連携による、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

【市で取り組むこと】

●健康づくりの推進

- 「福知山市健康増進計画」における7つの柱(食・運動・こころの健康・たばこ・アルコール・歯の健康・健診)を推進することにより、子どもから高齢者まで、切れ目のない生活習慣づくりと健康づくりの推進を図る。
- 広報等による健康診断の受診啓発に努めるとともに、若い世代から受診しやすいよう健(検)診体制を充実して、受診率の向上に努める。
- ふくちライフ体操、貯筋体操、ウォーキングなどの教室やイベントを開催し、運動習慣を身に付けるきっかけづくりに努める。

●医療・介護・福祉の連携の促進

- 医療・介護・福祉サービスの連携を促進し、各分野を超えた横断的な取組を図ることにより、誰もが安心して住み慣れた地域で生活するためのシステムづくりに努める。

【数値目標】

項目	現況	目標
	2017(平成29)年度	2022(平成34)年度
健診受診者率 ①特定健診 ②後期高齢者健診	①36.5% ②21.8%	①44.0% ②24.0%
体操指導員養成数	50人	110人

貯筋体操で健康づくり

介護予防では、自分自身の健康は自分で守るという意識が大切です。

福知山市では、地域のサロンや老人会などで実施できる「貯筋体操」を作成し、市内在住の65歳以上の高齢者を含む地域活動団体の、自主的な体操教室などの立ち上げ支援を行っています。

さらに、地域活動団体の自主的な体操教室活動を指導できる体操指導者の育成講座を開催し、プログラムを修了した市民には地域の体操教室で講師として活動いただく取組を進めています。

こうした活動が地域に根づき、体操指導者などの地域活動のリーダーを中心とした健康づくり・生きがいづくりが広がれば、地域での人と人とのつながりが生まれ、自ずと地域福祉の推進が図られることになります。自身の健康づくりが、暮らしやすい地域づくりにつながれば、一石二鳥の取組といえるかもしれません。

